

## 五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務 仕様書

本仕様書は、五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

五戸町/新郷村モビリティ人材育成事業推進業務

### 2 業務の目的

五戸町では、立地適正化計画に基づき都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定しているほか、中心市街地まちづくり基本構想の策定を進めているが、これに関連した公共交通の具体的な検討が不十分であるほか、学校統廃合や産直施設の新設等に伴う新たな交通需要も十分に検討できていない。

また、隣接する新郷村では、生活圏の一部が五戸町の都市機能誘導区域に重なりつつあることから、広域的な公共交通のあり方を再構築する必要に迫られているが、町村間を結ぶ効率的な交通手段が不足している。なお、令和5年度には「青森県持続可能な買い物支援サービス網構築事業」において、新郷村と五戸町のスーパー等を結ぶ送迎サービスの実証事業を実施したが、今後の方策については検討を行っている最中である。

上記課題を解決するためには以下のようなスキルを持つ人材が必要であるが、不足している現状にあることから課題に対応できていない状況にある。

- ・ 地域公共交通に関するデータ分析能力（交通利用状況、人流分析等を通じてニーズを定量的に把握し、施策に反映できる能力）
- ・ 都市計画・立地適正化計画の内容を理解し、公共交通計画に具体的に落とし込める企画立案スキル
- ・ 中心市街地のまちづくり構想と連携し、地域コミュニティ形成を踏まえた交通デザインを設計できる実践的スキル
- ・ オンデマンド交通や地域内循環交通といった多様な交通モードを地域の実情に合わせて導入・運用できる実務的スキル
- ・ 地域住民、地元事業者、行政等、多様な関係者との合意形成や調整を円滑に進めるコミュニケーション力及びファシリテーション能力

上記のような、地域課題に対応した交通施策の具体化に向けて必要となるデータ分析能力、企画立案能力、実践的な交通デザイン能力、オンデマンド交通等の導入・運用能力、地域関係者との合意形成能力を持った人材を地域内で育成することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年2月6日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) セミナー・ワークショップ等（以下「セミナー等」という。）の開催

以下の者を対象として、地域交通の基礎知識・最新事例の習得及び実践的な課題分析・施策立案・合意形成能力の獲得及び向上のため、セミナー（講義形式）とワークショップ（実践的研修）を開催する。

自治体職員、商工会・観光協会関係者、中心市街地事業者、  
交通事業者（バス、タクシー）、学校関係者、地域住民の代表 等

#### 【セミナー（講義形式）】 2回程度を想定

地域公共交通政策の専門家、他自治体の交通政策実務担当者等を外部講師として招聘し、地域交通の基礎知識や他地域の成功事例を学び、五戸町及び新郷村の交通課題に関する理解を深めるためのものとする。

#### 【ワークショップ（実践的研修）】 3回程度を想定

ファシリテーターの進行に基づき、グループでの議論を通じて、多様な関係者間の合意形成や調整能力を実践的に身に付けられるものとする。また、五戸町・新郷村で取り組むべき交通課題や解決策の選択肢（コミュニティ交通、オンデマンド交通等）の具体的な検討・設計に結び付くものとする。

なお、参加者はセミナー受講者とし、その想定人数は15～20人程度とする。

#### ①企画

セミナー等の内容について、目的の達成が可能となる内容を検討、企画する。講師及びファシリテーターについては、本業務の趣旨を踏まえて選定することとし、事前に町と協議した上で確定すること。

セミナー又はワークショップで最低1回は会場を新郷村とすること。

#### ②資料及びコンテンツ作成、運営準備

企画した内容を基に、講師及びファシリテーターの手配、セミナー等に用いる資料等の作成、必要な設備・資器材及びスタッフの手配等を行う。

#### ③進行

セミナー等の進行を行う。

#### ④参加者アンケートの実施

セミナー等の各回終了後にアンケートを実施し、内容や理解度・満足度を定量的に把握することで、次回のセミナー等の内容に反映する。

#### ⑤プロジェクトマネジメント

セミナー等業務の進捗管理を行うこと。なお、参加者の日程調整等も含む。

### (2) 成果報告書の作成

本事業の効果検証を行うとともに、本業務で実施した内容を成果報告書として取りまとめる。

### (3) その他提案

本仕様書は事業を実施するにあたって必要と考える事項を記載しているが、受託者は、本事業の目的を勘案し、その専門的立場から本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的に行うこと。

## **5 成果品**

成果報告書（A4判簡易製本1部及び電子データ）

※電子データはワード・エクセル・パワーポイント等の容易に加工可能な形式と、PDF形式それぞれで納入すること。また、セミナー等の資料及びコンテンツ等については、その都度納入すること。

※成果品の著作権は、成果物が納品された時点で町に帰属するものとし、受託者は成果物に関し町及び町が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないことを確約すること。

## **6 留意事項**

- (1) 受託者は、関係法令遵守の上、本業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用及び開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法、五戸町個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。
- (3) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、第三者に委託する場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、町及び受託者双方で協議の上、決定する。